

# 西和賀町における学校のあり方についての報告書

令和6年3月

西和賀町学校のあり方検討委員会

## 目 次

|   |                             |    |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | はじめに .....                  | 1  |
| 2 | 西和賀町の小中学校の現状と将来予測 .....     | 2  |
| 3 | 教育課題と現状 .....               | 4  |
| 4 | 学校規模による利点と課題等 .....         | 6  |
| 5 | 望ましい教育環境の検討 .....           | 7  |
| 6 | 教育制度における小中連携等 .....         | 7  |
| 7 | 各教育制度に対し想定される効果と課題 .....    | 8  |
| 8 | 望ましい学校のあり方に関する基本的な考え方 ..... | 10 |
|   | 資料編 .....                   | 11 |

## 1 はじめに

西和賀町は、平成 17 年 11 月に湯田町と沢内村が合併して誕生した町ですが、人口は昭和 30 年代をピークに一貫して減少傾向で、児童生徒数も同様の傾向にあります。西和賀町誕生当時の小学校数は、旧湯田町地域で 3 校、旧沢内村地域で 4 校の計 7 校でしたが、平成 17 年 5 月現在で 6 校に複式学級があるなど小規模校化が進んでいた状況から、平成 23 年度から、旧町村地域各 1 校の 2 校体制となりました。中学校については合併前から旧町村地域に各 1 校の 2 校体制で、町内で小中学校が各 2 校ずつの計 4 校体制となって現在に至っています。

しかしながら、日本全体の少子高齢化が進む中、本町の人口減少はさらに進んでおり、児童生徒数の減少により、各小学校では複式学級の導入が迫っている状況にあります。

現在、小中学生を取り巻く環境は、国際化や情報化等大きく変化しています。加えて、学習指導要領の改訂により「主体的・対話的で深い学び」の実現のため「個別最適な学び」や「協働的な学び」の一体的な充実が求められるなど、教育のあり方自体が大きく変革を遂げています。このような中、児童生徒数の減少は、学校における教育活動や学校運営等様々な面に影響を及ぼすことが懸念されており、学校教育環境の見直しが喫緊の課題となっております。

また、子育て世代の定住先の選択には、教育環境は重要な判断材料の一つと考えられ、豊かな自然や文化といった本町の環境を活かした教育、学校づくりを進めることは、町の将来を左右する要因になるとも言えます。加えて、本町の 4 小中学校はいずれも建築から 30 年以上を経過し、老朽化が進んでいます。このような中、各学校施設については大規模改修又は建て替えを行うのか、統合等を含めた根本的なあり方の見直しを行うのか、その選択が求められているところです。

そこで、西和賀町学校のあり方検討委員会では、今後の西和賀町における望ましい教育環境について検討し、結果を報告書としてまとめました。

今後、教育委員会において具体的な方策を検討するに当たっては、保護者や地域住民など関係者の意見を聞きながら、学校現場や地域が混乱しないよう配慮するとともに、この報告書を足掛かりとして、本町の子どもたちの豊かな学びとその成長が保障される方向に向かうことを望むものであります。

令和 6 年 3 月

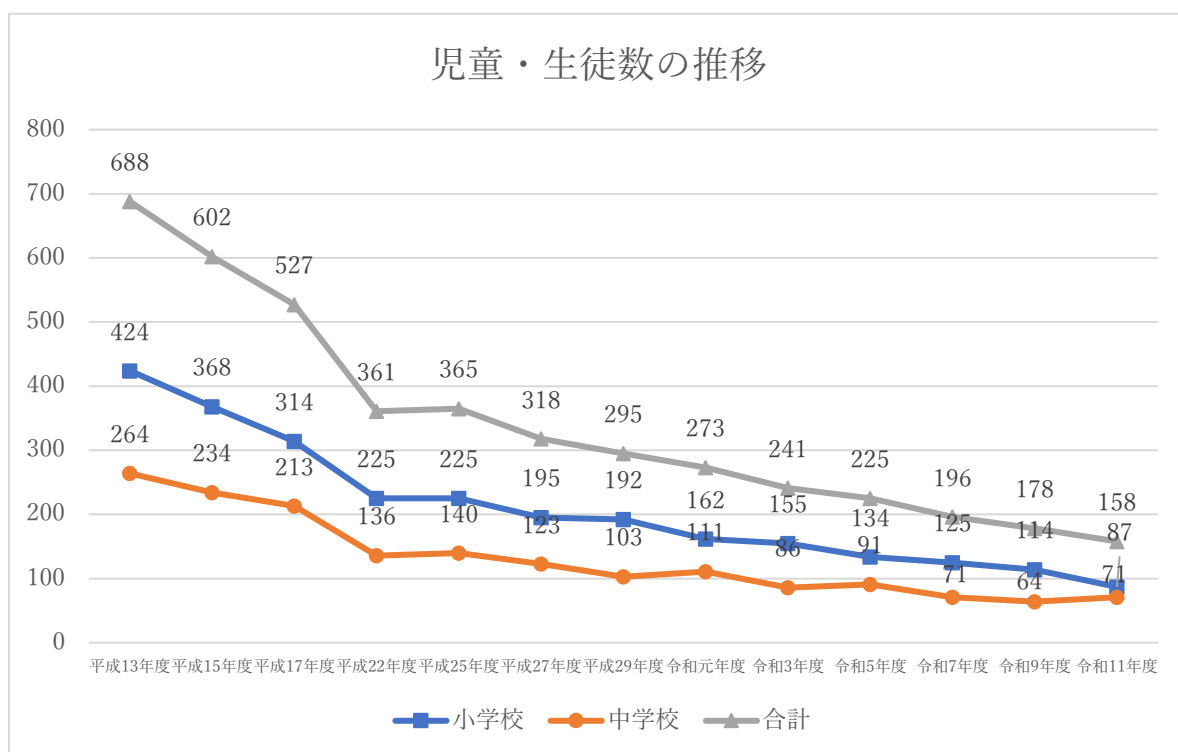
西和賀町学校のあり方検討委員会

## 2 西和賀町の小中学校の現状と将来予測

### (1) 児童生徒数の現状と推移予測

下記は令和5年度までは各年度5月の実績、以降は令和4年度までの出生数による推計値です。今から20年余り前の平成13年度には、小学校の児童424人、中学校の生徒264人で児童生徒数は計688人でしたが、令和5年度には児童134人、生徒91人の計225人となっています。令和11年度には児童87人、生徒71人の計158人となる見込みです。

平成13年度から令和11年度までの30年弱の間に児童生徒数が小学校で79.5%、中学校で73.1%、合計で77.0%の減となる見込みです。



### (2) 学級編成

国は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条により、1学級の児童生徒数の標準を40人（第1学年の児童で編制する学級にあつては35人）と定めていましたが、令和3年度の法改正により小学校では段階的に35人となっています。このため、令和3年度は1年生が35人学級、以降1学年ずつ上の学年へ移行が進められ、令和7年度には全学年で35人が標準となります。

これに対し、2つの学年で編制される複式学級は、小学校で16人（第1学年の児童を含む場合は8人）、中学校で8人が標準となっています。ただし、これは国の基準であつて、都道府県の教育委員会が、児童や生徒の実態を考慮して特に必要があると認めた場合は独自の基準で定めることができるとされています（岩手県では令和元年度までに小中学校の全学年で35人学級を実施しています）。

### (3) 学校規模

学校規模は、学校教育法施行規則第 41 条で、小学校は 1 校当たり 12～18 学級（1 学年 2～3 学級）を標準学級数と定められており、国の基準ではそれ以下は小規模校となり、複式学級を含む学校は過小規模校となります。

令和 5 年 5 月現在、小学校は 1 学年 1 学級（特別支援学級除く）の小規模校となっていますが、現状では沢内小学校で令和 7 年度から、湯田小学校で令和 8 年度から、複式学級が編制される過小規模校となる見込みです。

### (4) 学校施設の状況

町立学校の施設の主要部分を占める校舎と体育館はいずれも建築から 30 年以上が経過しております。特に、沢内小学校と沢内中学校は昭和 40 年代に建設されており、築年数が約 50 年となっています。昭和 56 年の建築基準法改正前のこれらの建物の耐震改修は対応済みですが、屋根の劣化による雨漏り等、年々補修箇所が増加するなど劣化が著しく、建て替え又は大規模な改修の必要に迫られています。これらの建物の長寿命化や改修、建て替え費用が今後町の予算の多くを占めることとなり、将来にわたり町民負担が大きくなるとが予想されます。

こうした課題を念頭に、施設整備の面からも学校施設のあり方を検討する必要があります。

| 学校名   | 建築物種類   | 構造  | 建築年度    | 経過<br>年数 | 備考                |
|-------|---------|-----|---------|----------|-------------------|
| 湯田小学校 | 校舎      | R C | 昭和 61 年 | 37       |                   |
|       | 屋内体育館   | R C | 昭和 61 年 | 36       |                   |
|       | 受水槽ポンプ室 | R C | 昭和 61 年 | 37       |                   |
|       | 浄化槽ポンプ室 | R C | 昭和 61 年 | 37       |                   |
|       | 倉庫      | W   | 平成元年    | 34       |                   |
| 沢内小学校 | 校舎      | R C | 昭和 47 年 | 51       | 平成 23 年度耐震工事      |
|       | 玄関      | S   | 昭和 59 年 | 39       |                   |
|       | 玄関      | S   | 昭和 62 年 | 36       |                   |
|       | 屋内体育館   | R C | 昭和 63 年 | 35       | 平成 23、26 年度屋根防水工事 |
|       | 倉庫      | W   | 平成 5 年  | 30       |                   |
|       | 校舎増築分   | W   | 平成 7 年  | 28       |                   |
| 湯田中学校 | 校舎      | R C | 平成 5 年  | 30       |                   |
|       | 屋内体育館   | S   | 平成 6 年  | 29       | 平成 24 年度外壁張替工事    |
|       | 更衣室     | W   | 昭和 55 年 | 43       |                   |
|       | 倉庫      | W   | 平成 7 年  | 28       |                   |

|       |         |     |         |    |                |
|-------|---------|-----|---------|----|----------------|
| 沢内中学校 | 校舎 管理棟  | R C | 昭和 48 年 | 50 | 平成 24 年度耐震補強工事 |
|       | 校舎特別教室棟 | R C | 昭和 49 年 | 49 |                |
|       | 北側特別教室棟 | S   | 昭和 49 年 | 49 |                |
|       | 屋内体育館   | S   | 昭和 49 年 | 49 | 平成 24 年度耐震補強工事 |
|       | 第二屋内体育館 | R C | 昭和 62 年 | 36 |                |
|       | 倉庫      | W   | 平成 8 年  | 27 |                |

備考

- 1 RC:鉄筋コンクリート、S:鉄骨造、W:木造
- 2 経過年数は令和 5 年を基準としています。

### 3 教育課題と現状

教育を取り巻く現状は大きく変化しており、教育課題も多岐にわたっています。学校のあり方を検討する上で、対応が求められる教育課題に対する現状は下記のとおりです。

| 教育課題                                                       | 現状                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 社会に開かれた教育課程、教育振興運動 <sup>※1</sup> 、C S 制度 <sup>※2</sup> | 「西和賀町教育振興運動推進協議会」の組織として、湯田・沢内両地区の各教育振興会及び平成 22 年度以前の旧小学校区ごとの実践班の活動として、地域コーディネーターを中心に、地域の教育課題解決に取り組んでいます。令和 4 年度には各学校に C S 制度を導入し、地域と学校が連携して社会に開かれた教育課程の構築に努めています。少子高齢化に伴う、人材の確保が課題となっています。               |
| (2) G I G A スクール構想 <sup>※3</sup> と個別最適・協働的な学びの実現（対話的で深い学び） | 児童生徒一人に 1 台タブレット端末を整備するなど ICT 環境整備を進めています。ICT 機器の利点を活用し、時には個別に、時には互いの意見交流に用い、求められる資質・能力の育成に効果を発揮しているほか、事情により登校できない場合にも活用も図っています。より「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた、教職員のリテラシー向上や効果的な学習支援ソフトの導入等、教育環境の充実に向け検討を進めています。 |
| (3) 各種調査等を踏まえた「授業力向上」                                      | 国や県が行う各種学力状況調査のほか、町独自の CRT 調査により、授業力向上に努めています。各学校で独自に分析すると共に、保育所（園）から高校までの教員が集まり授業公開や情報共有等を行う「ジョイントスクール」において調査の結果を活用するなど、よりよい学習支援の在り方の研究を推進しています。                                                        |

|                        |                                                                                                                                                                                            |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (4) 部活動の地域移行と教職員の働き方改革 | 「西和賀町教職員働き方改革プラン」により、教職員の時間外勤務の削減と生き生きと働ける環境づくりを推進しています。中学校には部活動指導員を配置し、休日の部活動に教職員が関わらない環境作りを進めています。職場環境の改善に向け、教育委員会が行う「安全推進会議」や各学校での「推進委員会」の定期的開催を推進します。                                  |
| (5) 中1ギャップの解消          | 小学校から中学校への進学において、学習や生活の環境の変化により、生徒の主体的活動が損なわれないよう、前述の「ジョイントスクール」において、学校生活全般に関する校種間の情報交換を行っています。<br>また、中学校への進学時には小中学校の教員により児童一人ひとりの情報交換会を行っています。                                            |
| (6) 架け橋期教育の充実          | 5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」は学習の基盤となる芽生えを養う大切な時期であり、幼児教育と学校教育のつながりを重視した教育の充実が求められます。本町では、「ジョイントスクール」事業により保育所（園）と小学校の情報共有、情報交換を行っています。                                                            |
| (7) 特別支援教育の充実          | 学習や生活において支援が必要な児童生徒にどのように関わり、どのように見守っていくかを検討する「教育支援会議」を年4回開催しています。町内の保育所（園）、小・中学校の他、医師や保健師、特別支援学校の職員により構成され、専門的な立場からも意見を頂いています。<br>また、小学校に3名、中学校に2名の特別教育支援員が配置されており、誰一人取り残さない教育の推進を図っています。 |
| (8) 英語教育の充実            | 令和2年度全面実施の学習指導要領では、小学校中学年に外国語活動、高学年に外国語が新たな教科として教育課程に位置付けられました。本町では現在、外国後指導助手2人体制を構築し、外国語活動の充実に努めています。                                                                                     |

※1 教育振興運動 昭和40年から始まった岩手県独自の政策で、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区等の実践区ごとにこども、家庭、学校、地域、行政の5者が一体となって地域の教育課題を解決するために自主的に行われる実践活動の総称。

※2 CS コミュニティ・スクールの略。学校運営協議会を設置する学校を指し、学校と保護者や地域が意見を出し合い、ともに連携・協働しながらこどもたちの豊かな成長を支える仕組み。

※3 GIGA スクール Global and Innovation Gateway for All の略。児童生徒向けの一人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別に最適化された教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想

#### 4 学校規模による利点と課題等

##### (1) 小規模校の利点と課題

本町の小中学校は全てが小規模校です。将来の児童生徒数から考えると、適正規模の学校となる可能性はほぼありません。一般的に、小規模校の利点と課題は以下のように言われています。

|     | 利点（メリット）                                                                                                                                                                                                | 課題（デメリット）                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学習面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○一人一人の性格や学習の進捗状況が把握でき、個に応じたきめ細かい指導がしやすい。</li> <li>○学校行事や部活動において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。</li> <li>○発表やリーダーになる機会が多くなる。</li> <li>○施設や備品を余裕をもって使うことができる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学習において、多様な考えやものの見方に触れる機会が少ない。</li> <li>○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。</li> <li>○中学校の教科の免許を持つ教育を配置しにくい（免許外指導の教科が生じるなど）。</li> <li>○班活動やグループ分けに制約が生まれる。</li> <li>○体育課の球技や音楽科の合唱・合奏等の集団学習に制約が生まれる。</li> </ul> |
| 生活面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。</li> <li>○上級生が下級生の面倒をよく見るなど、学年を超えた仲間意識が強くなる。</li> </ul>                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○クラス替えが困難なことから、人間関係や相互評価等が固定化しやすい。</li> <li>○お互いに切磋琢磨する機会が少なく、競争心や向上心、社会性やコミュニケーション能力を育てにくい。</li> </ul>                                                                                                |
| 運営面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者や地域の方と連携して子どもの教育ができる。</li> <li>○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。</li> </ul>                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教員一人に複数の校務分掌が集中しやすい。</li> <li>○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。</li> </ul>                                                                                                                                      |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域からの支援など、地元とのかかわりが密になる。</li> </ul>                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。</li> </ul>                                                                                                                                                            |

## (2) 複式学級の特性等

複式学級は2つ以上の学年で構成される学級を指します。公立の小中学校は同学年の児童又は生徒で編制するのが原則ですので、その特例となります。

異なる学年が同じ教室で授業を受けるため、一方の学年が教員から直接指導を受けている間、もう一方の学年は課題学習をすることになります。児童生徒は教員の直接的な指導を受ける時間が不足し、自学自習の訓練が必要となります。

また、教師の代わりに下の学年の児童生徒に教科内容を教えるなど、学習指導の工夫により児童生徒同士で助け合う気持ちが生まれたり、生徒の自主性、自立性がより大きく育成されるといった例もあります。

## 5 望ましい教育環境の検討

西和賀町の小中学校は全てが小規模校となっていますが、小学校においては令和7年度以降複式学級の編制が見込まれており、適正化の推進が課題となっています。学校規模の適正化に当たっては、隣接校との通学区域の変更と学校の統合が考えられますが、小中学校それぞれの規模が同程度であり、通学区域の変更では適正規模を安定的に確保することは困難であることから、今回は検討の対象外としています。

また、学校統合を行わない場合には、小中一貫教育を導入することで、学校内での総体的な児童生徒数が増え、小規模校のもたらす課題軽減が期待できるほか、教育課題に対応する教育環境の提供ができる可能性があると考えられます。

## 6 教育制度における小中連携等

### (1) 小中連携教育

小中学校段階の教員が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育を指します。

### (2) 小中一貫型小学校・中学校

小中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育です。

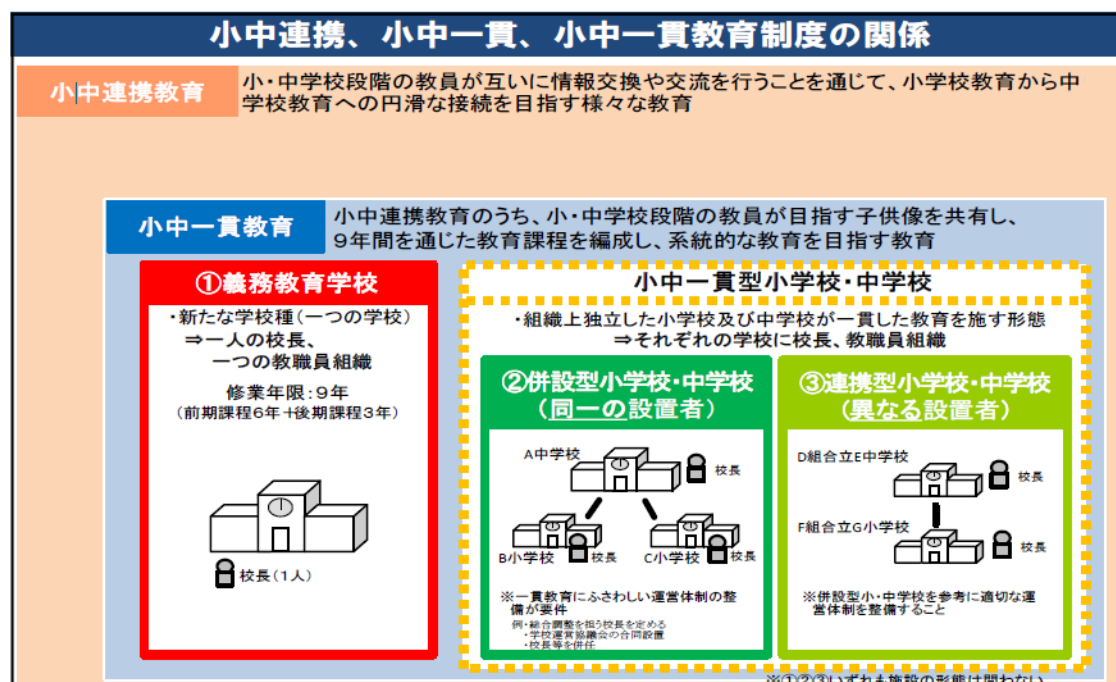
小学校と中学校は組織上独立しているものの、一貫した教育を施す形態です。総合調整を行う校長を定める、学校運営協議会を合同設置する等の一貫教育にふさわしい運営体制を整備することが要件とされています。設置者が同一の場合（町立の学校）は、併設型小学校・中学校と呼ばれます。

### (3) 義務教育学校

平成28年度の学校教育法の改正により、学校制度の多様化及び弾力化を推進するため創設された制度です。小中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すのは小中一貫型小学校・中学校と同様です。

1人の校長の下、一つの教職員組織が置かれます。9年間を一体的に捉え、「4・3・

2制」等の継続した教育カリキュラムを行うことで独自の教育を行うことができます。  
 岩手県内では、大槌町に唯一の義務教育学校（大槌学園）が設置されています。



※ 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（平成 28 年 12 月 26 日文部科学省）より引用

## 7 各教育制度に対し想定される効果と課題

望ましい教育環境を考える場合、現状での存続、小学校又は中学校それぞれの統合、小中一貫教育の導入の3つのあり方が考えられます。期待できる効果と懸念される課題を本委員会で検討した結果は以下のとおりです。

### （1）小学校、中学校を存続した場合

| 期待できる効果                                                                                                                                                                                                                    | 懸念される課題                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・各校それぞれの文化が守られる</li> <li>・学校と地域が一緒になって取り組む活動がある（小さな学校の方が取り組みやすい）</li> <li>・環境の変化が少なくこども（親）にストレスが少ない</li> <li>・地域の拠り所になる</li> <li>・きめ細かな指導が実現できる</li> <li>・旧町村の伝統文化活動ができる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒数が少なく、競争意識が働かない。</li> <li>・行事や部活動が制限される</li> <li>・複式学級となる</li> <li>・PTAの負担が軽減されない</li> <li>・建設、維持コストが軽減されない</li> </ul> |

(2) 小学校、中学校それぞれを統合した場合

| 期待できる効果                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 懸念される課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・関わる児童生徒が増えることで学校行事や部活、体験、PTA等多様な教育活動が実現できる</li> <li>・部活動、スポーツ活動の選択が可能になる</li> <li>・一時的に複式学級解消になる</li> <li>・PTAの役職に対し人数が増えるので負担軽減になる</li> <li>・中学校だけの統合の場合小学校から中学校へ進学する際新たな人間関係ができる</li> <li>・長い通学時間（バス）を有効活用することができる</li> <li>・建設、維持コストが軽減できる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学時間の増が負担（特に小学校低学年）</li> <li>・旧町村の文化の継承に不安がある</li> <li>・一時的な児童生徒数の増で教員の目が届かなくなる不安がある</li> <li>・一時的に児童生徒が増えても将来的には減少する</li> <li>・学区が拡大することで交流の範囲が広がる</li> <li>・旧町村単位の学校の特色が無くなる</li> <li>・保育所から小学校へ入学する際にこどもたちの精神的負担になる</li> <li>・設置場所の選定が困難になる可能性がある</li> <li>・校名、校章、ジャージ等の選定が困難</li> </ul> |

(3) 小中一貫教育制度を導入した場合

| 期待できる効果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 懸念される課題                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に学校があることにより安心感がある</li> <li>・地域との関り、旧町村学区ならではの教育の継続</li> <li>・特色ある教育で魅力を発信できる</li> <li>・幅広い年代とのコミュニケーションにより思いやりや責任感が育つ、仲良くできる</li> <li>・（小中学校にきょうだいがいる場合）保護者が学校活動を共有できる</li> <li>・PTAの役職に対し人数が増えるので負担軽減になる（義務教育学校の場合）</li> <li>・小学校から中学校への流れが見え、中1ギャップ解消につながる</li> <li>・中学生が小学生のモデルになる</li> <li>・小中一貫校に保育所が隣接すればそれぞれの連携がしやすい</li> <li>・小中で一緒に行事ができる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水飲み場の高さ、教室の広さ等小中学校で必要とする施設が異なる</li> <li>・9年間の人間関係固定化する</li> <li>・人間関係が固定されやすくいじめやトラブルが生じた場合これが継続されるおそれがある。</li> <li>・少人数には変わらない</li> <li>・2校が1校になることで地域との関りが薄くなる</li> </ul> |

|                                                                                                                                                                                                 |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校の教員が小学校高学年の教科担当乗り入れ</li> <li>・ 校舎や設備が充実しよりよい学習環境が提供できる</li> <li>・ 9年間を通した教育課程、教育活動が実現できる</li> <li>・ 建設、維持コストが軽減できる</li> <li>・ 設置場所が決めやすい</li> </ul> |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

## 8 望ましい学校のあり方に関する基本的な考え方

小中学校においては、児童生徒が授業や行事への参加意識と充実感等を得るために、教員や子ども同士のコミュニケーションの機会が多く確保されていることが大切です。話し合い活動を協力的に進め、互いに意見を出し合うグループ討議などを行うには一定の規模が望ましいと考えます。このため、小学校又は中学校の統合が検討対象となりますが、町内に1校の学校を整備した場合、学校から遠方に居住する児童生徒の通学距離が長くなり、特に小学校低学年では通学時間は許容し難い長さとなることが想定されます。

このことから、小学校における複式化は避けられないとしても、小学校と中学校を一体又は隣接する建物に配置することで、小中学校一体としての規模感が確保できる小中一貫教育制度の導入を視野に検討していくことが望ましいと考えます。この場合において、特に校舎や施設の老朽化が著しい沢内学区において先行して施設整備に取り組むとともに、湯田学区でも小中連携教育に取り組むなど、町立学校における一体的な小中一貫教育の推進を望みます。

また、施設整備に当たっては、利用者にとっての使いやすさの追求はもちろんのこと、保育所（園）や放課後児童クラブ（学童クラブ）を隣接させ、一体的なエリアとしての環境整備を図るとともに、内装を木質化するなどデザイン性に優れた建物とするほか、一貫教育の特性を生かした特色ある教育実践を行うことで、子育て世代や町外の住民に対し魅力を感じさせることができるものと考えます。

なお、学校のあり方の方針を決定するに当たっては、小中学校や未就学児の保護者を含めた住民に対し説明する機会を設け、その意見を聴取するとともに、先進事例を研究するなど、十分に検討して結論を出すことを望みます。

加えて、少子化の進行を止めることは容易ではありませんが、魅力的な学校教育に加え、働く場の確保やインフラ整備、リモートワーカーの誘致など、町を挙げて人口減少対策を行うことが、将来の西和賀町にとって重要課題であることを認識し、町としてその対策に取り組むことを求めます。

資料編

1 児童生徒数の推移

西和賀町立小中学校児童生徒数予測推移表

| 区分     | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 小学校計   | 134   | 128   | 125   | 120   | 114   | 99     | 87     |
| 1年     | 21    | 17    | 15    | 17    | 18    | 11     | 9      |
| 2年     | 26    | 21    | 17    | 15    | 17    | 18     | 11     |
| 3年     | 24    | 26    | 21    | 17    | 15    | 17     | 18     |
| 4年     | 22    | 24    | 26    | 21    | 17    | 15     | 17     |
| 5年     | 18    | 22    | 24    | 26    | 21    | 17     | 15     |
| 6年     | 23    | 18    | 22    | 24    | 26    | 21     | 17     |
| 湯田小学校  | 75    | 72    | 68    | 68    | 66    | 58     | 50     |
| 1年     | 16    | 9     | 6     | 10    | 11    | 6      | 8      |
| 2年     | 14    | 16    | 9     | 6     | 10    | 11     | 6      |
| 3年     | 13    | 14    | 16    | 9     | 6     | 10     | 11     |
| 4年     | 10    | 13    | 14    | 16    | 9     | 6      | 10     |
| 5年     | 10    | 10    | 13    | 14    | 16    | 9      | 6      |
| 6年     | 12    | 10    | 10    | 13    | 14    | 16     | 9      |
| 沢内小学校  | 59    | 56    | 57    | 52    | 48    | 41     | 37     |
| 1年     | 5     | 8     | 9     | 7     | 7     | 5      | 1      |
| 2年     | 12    | 5     | 8     | 9     | 7     | 7      | 5      |
| 3年     | 11    | 12    | 5     | 8     | 9     | 7      | 7      |
| 4年     | 12    | 11    | 12    | 5     | 8     | 9      | 7      |
| 5年     | 8     | 12    | 11    | 12    | 5     | 8      | 9      |
| 6年     | 11    | 8     | 12    | 11    | 12    | 5      | 8      |
| 中学校計   | 91    | 86    | 71    | 63    | 64    | 72     | 71     |
| 1年     | 30    | 23    | 18    | 22    | 24    | 26     | 21     |
| 2年     | 33    | 30    | 23    | 18    | 22    | 24     | 26     |
| 3年     | 28    | 33    | 30    | 23    | 18    | 22     | 24     |
| 湯田中学校  | 45    | 41    | 38    | 32    | 33    | 37     | 43     |
| 1年     | 16    | 12    | 10    | 10    | 13    | 14     | 16     |
| 2年     | 13    | 16    | 12    | 10    | 10    | 13     | 14     |
| 3年     | 16    | 13    | 16    | 12    | 10    | 10     | 13     |
| 沢内中学校計 | 46    | 45    | 33    | 31    | 31    | 35     | 28     |
| 1年     | 14    | 11    | 8     | 12    | 11    | 12     | 5      |
| 2年     | 20    | 14    | 11    | 8     | 12    | 11     | 12     |
| 3年     | 12    | 20    | 14    | 11    | 8     | 12     | 11     |
| 総合計    | 225   | 214   | 196   | 183   | 178   | 171    | 158    |
| 前年度比   | -     | △11   | △18   | △13   | △5    | △7     | △13    |
| 令和5年度比 | -     | △11   | △29   | △42   | △47   | △54    | △67    |
| 湯田地区計  | 120   | 113   | 106   | 100   | 99    | 95     | 93     |
| 沢内地区計  | 105   | 101   | 90    | 83    | 79    | 76     | 65     |

備考

- 令和6年度以降は住民基本台帳登録者数から推計
- 太線枠囲みは複式学級

## 2 関係法令等

### 【学級数の標準】

○学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※ 中学校にも準用

### 【学校規模、通学距離】

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）  
（適正な学校規模の条件）

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- （1） 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね 12 学級から 18 学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね 18 学級から 27 学級までであること。
- （2） 通学距離が、小学校にあつてはおおむね 4 キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね 6 キロメートル以内であること。
- （3）・（4） 略

### 【学級編制基準】

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）

第 3 条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市町村の設置する小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

| 学校の種類 | 学級編制の区分                            | 一学級の児童又は生徒の数                  |
|-------|------------------------------------|-------------------------------|
| 小学校   | 同学年の児童で編制する学級                      | 35 人                          |
|       | 二の学年の児童で編制する学級                     | 16 人（第 1 学年の児童を含む学級にあつては、8 人） |
|       | 学校教育法第 81 条第 2 項及び第 3 項に規定する特別支援学級 | 8 人                           |
| 中学校   | 同学年の生徒で編制する学級                      | 40 人                          |
|       | 二の学年の児童で編制する学級                     | 8 人                           |
|       | 特別支援学級                             | 8 人                           |

### 3 西和賀町学校のあり方検討委員会設置要綱

#### ○西和賀町学校のあり方検討委員会設置要綱

令和5年10月17日西和賀町教育委員会告示第1号

#### (設置)

第1 西和賀町における今後の小中学校のあり方について方向性を検討するにあたり、幅広く意見を聞くため、西和賀町学校のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を西和賀町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 小中学校のあり方に関すること。
- (2) 小中学校の適正な規模及び配置に関すること。
- (3) その他小中学校の適正な運営に関すること。

#### (組織)

第3 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 町立小中学校の校長
- (2) 町立小中学校に通学する児童生徒の保護者の代表者
- (3) 町内の保育施設に入所する児童の保護者の代表者
- (4) 町立小中学校の学校運営協議会の代表者
- (5) 小中学校教育の実施に関し知識経験を有する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、第2の規定による報告を行う日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選任される前の会議は、教育長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (謝金)

第6 委員には、予算の範囲内で謝金を支給する。

#### (庶務)

第7 委員会の庶務は、学校教育主管課において処理する。

#### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

4 西和賀町学校のあり方検討委員会委員名簿（令和5年10月27日～同6年3月31日）

| 番号 | 選任区分 | 役職等            | 氏名          | 備考             |
|----|------|----------------|-------------|----------------|
| 1  | 第1号  | 沢内小学校校長        | 菊池 正寿       |                |
| 2  |      | 湯田小学校校長        | 大内 明        |                |
| 3  |      | 沢内中学校校長        | 佐藤 克宏       |                |
| 4  |      | 湯田中学校校長        | 吉田 幸哉       | 副委員長           |
| 5  | 第2号  | 沢内小学校PTA会長     | 高橋 真悟       |                |
| 6  |      | 湯田小学校PTA会長     | 小林 冬樹       |                |
| 7  |      | 沢内中学校PTA会長     | 柴田 武        |                |
| 8  |      | 湯田中学校PTA会長     | 小田島 征樹      |                |
| 9  | 第3号  | せんだん保育所保護者会会長  | 高橋 和也       |                |
| 10 |      | 川尻保育園保護者会会長    | 高橋 大樹       |                |
| 11 | 第4号  | 沢内小学校運営協議会委員代表 | 廣田 宏        |                |
| 12 |      | 湯田小学校運営協議会委員代表 | 照井 満        |                |
| 13 |      | 沢内中学校運営協議会委員代表 | 高橋 たき子      |                |
| 14 |      | 湯田中学校運営協議会委員代表 | 高橋 祐樹       |                |
| 15 | 第5号  | 西和賀町移住コーディネーター | 工藤 博        |                |
| 16 |      | 西和賀町国際理解推進員    | エリオット・コクレーン |                |
| 17 | 第6号  | 沢内地区教育振興会会長    | 高橋 初夫       | 委員長<br>～令和6年2月 |
| 18 |      | 湯田地区教育振興会会長    | 真嶋 実        |                |
| 19 |      | スクールガードリーダー    | 柳沢 博子       |                |

5 あり方検討委員会活動経緯

| 回   | 時期         | 内容                                       | 備考                 |
|-----|------------|------------------------------------------|--------------------|
| 第1回 | 令和5年10月27日 | 1 委員長・副委員長の選任<br>2 西和賀町立学校の現状等<br>3 意見交換 |                    |
| 第2回 | 令和5年12月19日 | 学校のあり方におけるメリットとデメリットに関する意見交換             | 3班体制による<br>グループワーク |
| 第3回 | 令和6年3月11日  | 報告書素案の検討                                 |                    |
| 第4回 | 令和6年3月29日  | 報告書案の確認                                  |                    |